

大分県におけるNPOとの協働指針

心の通いあう地域づくりのための協働指針
～多様な主体との協働がつなぐ地域の創生～

令和5年3月

大 分 県

目 次

1	指針改定の趣旨	1
2	指針改定の背景	2
	(1) 社会情勢の変化	
	(2) NPOの定義	
	(3) 大分県のNPOの状況	
	①NPO法人の概要	
	ア NPO法人数	
	イ NPO法人の活動分野	
	ウ NPO法人の所在市町村	
	②NPO団体等の現状把握に関する調査結果	
	ア NPOの活動開始時期	
	イ NPO役員・職員の平均年齢	
	ウ NPOの総収入額、総支出額	
	(4) NPOと多様な主体との協働推進における課題	
3	NPOと多様な主体との協働推進にあたって	6
	(1) 協働推進の基本的な考え方	
	(2) 行政の役割	
	①県の役割	
	②市町村の役割	
	(3) 各主体に期待される役割	
	①NPOに期待される役割	
	②企業に期待される役割	
	③大学・研究機関、専門機関に期待される役割	
	④地域住民に期待される役割	
	(4) NPOとの協働推進のための共通理解の促進	
4	NPOと多様な主体との協働推進のための環境整備	9
	(1) NPO活動及び協働に対する県民理解の促進	
	①NPOやその活動内容に係る情報発信の強化	
	②協働に係る意識醸成の機会の拡大	
	(2) NPOの自立的活動基盤の強化	
	①NPOの人材及び組織の育成	

- ②中間支援組織等との連携
 - ア 公益財団法人おおいた共創基金
 - イ 中間支援活動を行うNPO法人等
 - ③NPO自身による情報開示・情報発信の充実
- (3) 協働に向けた支え合いの仕組みの拡充
- ①協働機会の拡大
 - ア NPOと多様な主体との協働推進
 - (ア) NPOと行政(県・市町村)との協働
 - (イ) NPO同士や多様な主体との協働
 - イ NPOの現場体験
 - (ア) 行政のNPO現場体験研修
 - (イ) 企業のNPO現場体験活動
 - ②防災・災害復興期等の取組

5 県における協働推進体制の整備 13

- (1) 大分県協働推進会議の意見の尊重
- (2) 協働推進庁内連絡会議及び協働推進員等の活性化
- (3) 指針に基づく取組の進行管理

資料編 14

NPO法人に関する統計及びNPO団体等の調査結果等
 大分県協働推進会議設置要綱、委員名簿
 協働推進庁内連絡会議設置要綱及び協働推進員設置要綱
 指針の改定経過

1 指針改定の趣旨

「大分県におけるNPOとの協働指針」は、平成17年3月に策定したのち、同24年3月に一度見直しを行いました。その後10年余りが経過し、県民ニーズや価値観の多様化など、国内外の社会情勢は大きく変化しています。このような状況を踏まえ、地域の創生を図るため、NPOと多様な主体との協働を推進する上でより実効性のある指針として、各主体が協働についての共通理解を促進するよう、改定を行ったものです。

大分県は、これまで「多様な主体による地域社会の再構築」を県政の重要政策として位置づけ、NPO人材の育成や活動支援、NPOポータルサイト・おおいたNPO情報バンク「おんぼ」等の情報発信ツールの整備、行政との協働実績の積み重ねや企業との交流機会の拡大、県協働推進会議等の協働推進体制の整備等、NPOと多様な主体との協働を推進するための環境整備に取り組んできました。

今回の改定では、NPO活動及び協働に対する県民理解の促進、NPOの自立的活動基盤の強化、協働に向けた支え合いの仕組みの拡充等を着実に進めていくこととしています。

改定にあたり、これまでの県協働推進会議の意見、行政や企業のNPO現場体験に係る参加者や受入れNPO法人からの聞き取り、県が行った各種調査結果等の内容を踏まえしました。

社会情勢が大きく変化し、より柔軟な対応が求められる時代となった今こそ、NPO、行政、企業、大学・研究機関、専門機関そして地域住民等の多様な主体が、共に同じ地域（現場）に立ち、共有の目標に向け、それぞれの強みや特性を活かして、さまざまな分野で協働することにより、持続可能な地域の創生を図っていくことを目指します。

* 「協働」とは*

NPOや行政、企業、大学・研究機関、専門機関、地域住民等の多様な主体が、それぞれの強みや特性を活かし、対等な関係で、共有の目標を達成するために協力すること

2 指針改定の背景

(1) 社会情勢の変化

平成24年3月改定の大分県におけるNPOとの協働指針「心の通いあう地域づくりのための協働指針～互いに支え合う心豊かな大分県を目指して～」から10年余りが経過し、その間、少子高齢化・人口減少社会の進行や、県民ニーズ・価値観の多様化、地域コミュニティ機能の低下等により、地域の課題は多岐にわたるとともに複雑化しています。

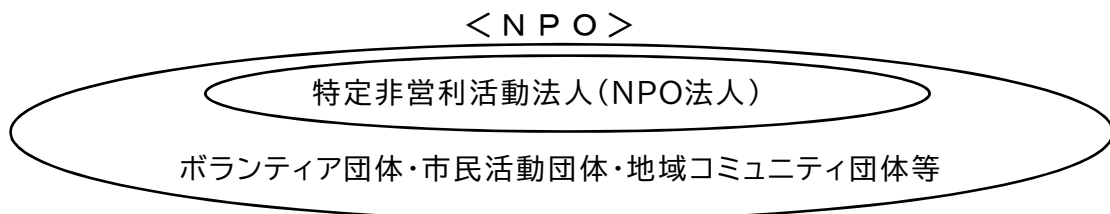
また、2020年（令和2年）初頭から世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症は、本年5月に「5類感染症」に移行する予定であり、ようやく収束の方向性が見えてきたものの、依然としてその影響は残っており、社会経済の停滞や急速なオンライン社会の到来、生活困窮者の増加や人とのつながりの希薄化等、私たちの生活を取り巻く状況は大きく変化しました。

一方で、2015年に始まったSDGs（持続可能な開発目標）に向けた世界的な取組や、株主を重視した短期的な利益追求から企業の社会的価値や存在意義を示すパーパス経営、ESG（環境・社会・企業統治）投資等、NPOや企業等を取り巻く環境も大きく変化しています。

企業や大学等においても、SDGsを共通の目標として、地域の課題解決に向けた取組が積極的に行われており、今後より一層、多様な主体が、社会の課題を共有し、それぞれの強みや特性を活かして、協働して取り組むことにより、ともに地域を支える大きな力となっていくことが期待されています。

(2) NPOの定義

NPOとは、Non Profit Organization＝「民間の非営利団体」の略称であり、この指針では特定非営利活動法人（NPO法人）や法人格を持たない任意団体等のことを指します。



「非営利」とは、事業活動で得た収入を役員や会員等で分配しないということで、「無償」という意味ではなく、労働対価（給与）の支給が可能です。（一般的に無報酬の「ボランティア」とは異なります。）

特にNPO法人は、活動を継続していくために、事業等により、収入を得ていくことが前提となっており、経済的な自立が必要とされています。

（3）大分県のNPOの状況

大分県のNPOは、各地域において現場の視点等から、保健・医療・福祉、まちづくり、社会教育、子どもの健全育成、環境保全等さまざまな分野で地域課題の解決に取り組んでおり、公益的サービスの一翼を担う存在となっている一方で、構成員の高齢化や事業継承等の課題を抱えている状況があります。

①NPO法人の概要

ア NPO法人数

大分県のNPO法人数は、令和4年3月末現在で458法人となっており、構成員の高齢化の進行等により、平成26年度末の509をピークに減少傾向にあります。

（資料編：表1 NPO法人数の推移）

イ NPO法人の活動分野

大分県のNPO法人の活動分野は、①保健・医療・福祉、②まちづくり、③社会教育、④子どもの健全育成等が多くなっています。また、他のNPOを支援する役割として「中間支援活動」を行うNPO法人もみられます。

（資料編：表2 NPO法人の活動分野）

ウ NPO法人の所在市町村

NPO法人の所在地は、大分市と別府市で合わせて約56%を占める等、地域的な偏在が顕著となっています。それぞれのNPO法人の活動圏域（単一市町村、複数市町村、県内全域、県を越える圏域等）と合せて勘案する必要がありますが、地域住民等がNPO法人に相談や支援の依頼を行う際、中山間地域や小規模な自治体等では、近隣にNPO法人が所在しておらず、支援を得

にくい等、NPO法人の地域的偏在が課題になることが考えられます。（資料編：表3 NPO法人の所在市町村）

②NPO団体等の現状把握に関する調査結果

大分県では、平成25年度から、中間支援組織である公益財団法人おおいた共創基金と連携し、県内のNPO（NPO法人、任意団体）を対象に現状把握のための調査を実施しています。調査内容は、活動分野や活動開始時期、役員・職員の年代等といった基本情報や、社会情勢等に応じた個別調査項目を設定して行っています。

令和3年度に実施した調査（2年度実績）及び令和4年度調査（3年度実績）の主な内容を掲載します。

実施年度	調査対象団体数	有効回収率
令和3年度	569団体 (NPO法人455、任意団体114)	39.2%
令和4年度	575団体 (NPO法人444、任意団体131)	34.1%

*調査対象は、各年9月1日時点で、おおいたNPO情報バンク「おんぽ」に登録している団体

ア NPOの活動開始時期

平成15～25年から活動を開始した団体が、全体の約45%を占めており、特定非営利活動促進法が施行された平成10年以降に設立された団体が、全体の約8割となっています。

（資料編：表4 NPOの活動開始時期）

イ NPO役員・職員の平均年齢

令和3年度の調査結果によると、60歳以上の高年齢者が役員を中心となっているNPOが6割以上となっています。また、役員のみで構成されている小規模な団体が約3割にのぼる状況があります。NPOが活動を継続・発展していく上で、役員世代交代を円滑に行っていくことや事業継承を進めることなどが課題となっており、できるだけ現役世代のうちからNPO活動に積極的に関与できるような仕組みや工夫が必要といえます。

職員の平均年齢が、50歳代や40歳代である団体が上位にあることを考えると、現役世代も一定数NPOの職員として活動していることが分かりますが、若い世代を中心に構成されている団体は少ない状況にあります。

高校生や大学生等教育機関に在籍している時期にNPO活動に触れ、参加する体験を持つことが必要と考えられますが、その後20歳代や30歳代においても、より積極的にNPO活動に参加・参画できるような社会の仕組みづくりが必要です。

(資料編：平均年齢 表5 NPO役員、表6 NPO職員)

ウ NPOの総収入額、総支出額

1,000万円以上の事業収入を得ている団体(介護保険サービス事業や障害福祉サービス事業等の社会福祉事業を行う団体を含む)が約2割ある一方で、事業規模が100万円に満たない団体が3割強を占めており、資金不足や人材不足等により、安定した活動が困難となっている団体も多くあると考えられます。

予算規模の違いは、団体の活動頻度や取組内容に影響を与えると考えられるので、県のNPOに対する施策の立案にあたっては、ターゲットとするNPOを明確にした上で検討する必要があります。(資料編：表7 NPO総収入額、表8 NPO総支出額)

(4) NPOと多様な主体との協働推進における課題

社会情勢の変化に伴い、地域のニーズが多様化する中で、機動力のあるNPOが、その他の主体と共に同じ地域(現場)に立ち、共有の目標に向け、協働して地域の課題解決に取り組むことが期待されています。

一方で、構成員の高齢化等に伴うNPO数の減少や人材・資金不足などによる運営体制の課題といったNPOの現状があることから、以下の点に留意して、NPOと多様な主体との協働推進に取り組めます。

- ①各主体に期待される役割
- ②NPOとの協働推進のための共通理解の促進
- ③NPO活動及び協働に対する県民理解の促進
- ④NPOの自立的活動基盤の強化
- ⑤協働に向けた支え合いの仕組みの拡充

3 NPOと多様な主体との協働推進にあたって

(1) 協働推進の基本的な考え方

県では、地域の課題解決に取り組むNPOと多様な主体との協働を推進するため、以下のような考え方に基づき施策を推進します。

- ・NPOや行政、企業、大学・研究機関、専門機関、地域住民等それぞれの主体が、その他の主体の活動を認識し、交流することによって相互理解を深め、協働の契機となる。
- ・利害関心の異なる地域の各主体が、それぞれの特性や立場の違いを認めながら、対等な関係で十分な協議を行い、共有の目標・活動の役割を担うことにより、互いの目的実現に資する有意義な協働となる。
- ・地域住民一人ひとりが、地域の課題に当事者意識を持つことにより、積極的な参加につながる。
- ・若い世代が、夢や思い、やりがいを持ってNPO活動ができる環境づくりを行うことにより、持続可能な活動となる。

(2) 行政の役割

① 県の役割

地域の課題は多岐にわたることから、庁内各部局が連携してNPOと多様な主体との協働による取組を推進することが求められています。そのため、各部局の主管課長等からなる「協働推進庁内連絡会議」及び各部、各地域で県民との協働を推進するため配置する「協働推進員」の情報共有や連携した取組が重要です。特に県振興局においては、管内の市町村やNPO、企業等の多様な主体による協働（広域連携含む）を推進する役割が求められています。

また、若い世代が、早い時期からNPOの活動にふれる機会を作り、NPOを身近に感じるとともに、県民がNPO活動に参加する場を設けるなどの環境づくりも重要となっています。

② 市町村の役割

地域住民にとって一番身近な自治体として、市町村独自の創意工夫により、それぞれの地域課題について、市町村の各部局と連携しながら、NPOや企業等とともに考え、公益的な社会貢献活動に対する地域住民の関心を喚起するような協働の取組を推進する役割を果たしていくことが求められています。

(3) 各主体に期待される役割

① N P O に期待される役割

N P O は、各地域を拠点に、現場の視点等から公益的な活動を自発的に行っています。高い社会貢献意識のもと明確な活動目標を掲げ、専門的な知識や技術、機動力等を活かした活動を継続的に行うとともに、適切な情報開示・情報発信等により、広く社会から信頼される存在として活躍することが期待されています。

地域の課題解決に向けた取組を率先して進めていくことや、地域住民が当事者意識をもって地域課題を考えていく支援、あるいはその気づきを提供するといったことも N P O の役割として求められています。併せて、N P O 単体で活動するだけでなく、N P O 同士や多様な主体との協働により取り組むことも期待されています。

また、特に N P O 法人は、活動を継続していくために、行政や民間の各種助成金の活用、自主事業による収入、会費、寄附金等、活動内容に沿った収入を得ることにより、経済的な自立を図ることが望まれます。

一方、近年、N P O 活動において中心的な役割を担ってきた人が、高齢化等により活動できなくなったときに、その活動が途切れてしまうという事例が増加しています。少子高齢化が加速する中、地域の課題解決に取り組む N P O 活動を持続させる仕組みづくりが重要となっています。

② 企業に期待される役割

2015年から始まった S D G s の世界的な取組や、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的拡大以降、企業を取り巻く環境や社会の価値観の急速な変化等により、企業に求められる役割が大きく変わってきています。単なる社会貢献を超えて、企業の本業にパーパスを取り入れた経営や E S G (環境・社会・企業統治) 投資等を重視した取組が求められてきています。若い世代は、社会的意義を重視して仕事を選ぶ傾向が強くなっており、人材確保の面からも、社会の共感を得られやすい企業の取組が求められていることから、社会や地域の課題解決に取り組む N P O や多様な主体が協働した取組に参画することは、企業にとっても大きなメリットになると考えられます。

企業と N P O 等が、それぞれ自立した対等な関係で歩み寄り、互いの理解を深めながら協働し、社会や地域に新しい価値を生み出す

ことが求められているといえます。

③大学・研究機関、専門機関に期待される役割

大学等が、行政やNPO、企業、地域住民等と連携して地域の課題解決に取り組む機会が増えています。高等教育機関である「知の拠点」として、学生など若い世代を中心とした地域で活躍できる人材の育成を担う役割や、行政やNPOにはない専門的な知識や技術等を広域的な取組として活かす役割が期待されています。

④地域住民に期待される役割

地域の課題を当事者意識を持って考え、NPOや行政、企業、大学等の協働主体からのアプローチを受け入れたり、自ら働きかけたりする等、対等な関係で、率直に意見を出し合いながら、地域の課題解決に向けた取組に積極的に参加することが期待されています。

(4) NPOとの協働推進のための共通理解の促進

行政や企業等が、NPOとの協働を進めるうえで、まず協働によって、より大きな効果が期待できるか等を検討する必要があります。

また、協働に係るコスト（費用、人員等）に見合った成果が期待されるものであることも必要です。具体的な協働の手法としては、事業型と支援型があり、支援型の寄附等は直接支援する場合と市民ファンド等を通じて間接的に支援する場合があります。

分類	形態	協働手法の例
事業型	事業実施	委託、補助、参画、実行委員会・協議会、事業協力、共催、後援、アダプトシステム等
支援型	資金	寄附金、助成金、協賛金等
	人的	ボランティア参加、技術や専門的知識の提供等
	物品	物品・製品の提供、施設・設備の貸与等

NPO等との協働にあたっては、事業目標・活動を共有できることや、これまでの活動実績等を踏まえながら、協働先を決めていきます。また、協働することにより双方の目的が実現されるような観点から検討することも重要です。

協働して事業を実施する際は、役割分担や進捗状況を明確にして情報共有するとともに、対等な関係で、問題点や改善策について意見交換する等、協力し合いながら進めていきます。

事業終了後は、事業の目標を達成できたか、事業実施や連携は円

滑であったか等について評価し、その結果を各主体間で共有することにより、次の協働の機会に向けて活かしていきます。

4 NPOと多様な主体との協働推進のための環境整備

地域課題の解決のためには、行政だけでなく、公益的活動を行っているNPOが、地域貢献に関心の高い企業等多様な主体と協働することが重要ですが、お互いの活動について接点が少なく、相互理解が進んでいない状況があります。NPO、行政、企業等の協働推進のためには、地域の課題を共有し、それぞれの役割の中で強みや特性を活かして取り組んでいくための環境整備が重要です。県では、地域の課題解決に取り組むNPOと多様な主体との協働を推進するため、次のような環境整備に取り組みます。

(1) NPO活動及び協働に対する県民理解の促進

①NPOやその活動内容に係る情報発信の強化

- ・おおいたNPO情報バンク「おんぼ」を活用し、積極的な情報発信を行います。
- ・SNS（YouTube等）を活用し、特に若い世代への情報発信に取り組みます。

②協働に係る意識醸成の機会の拡大

NPOのことをあまり知らない人や、NPO活動に関心があるが実際の活動に参加したことがない人等に対し、NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより、NPOへの理解を深め、活動への参加と協力を促進します。

(2) NPOの自立的活動基盤の強化

①NPOの人材及び組織の育成

- ・NPOを総合的に支援する「おおいたボランティア・NPOセンター」において、NPO活動を活性化し、持続発展させるため、NPOの段階やニーズに応じた講座やセミナーの開催、運営アドバイザーの派遣等、人材及び組織の育成や活動資金の確保、事業実施能力向上のための支援を行います。
- ・NPO、行政、企業、大学・研究機関、専門機関、地域住民等をつなぎ、お互いの連携が図れるような環境づくりに取り組みます。
- ・NPO法人設立申請時等の相談や書類作成等のアドバイス、出張個

別相談会の実施等により、NPOの状況に応じた、きめ細やかな支援を行います。

② 中間支援組織等との連携

ア 公益財団法人おおいた共創基金

おおいた共創基金は、県民や企業等から寄附金を募り、NPOの公益的活動を支援するために設立した中間支援組織であり、NPO活動を支援する助成事業等を実施しています。

県は、おおいた共創基金と連携し、NPOの現状把握調査等を含む「おおいたボランティア・NPOセンター」事業等を通じて、NPOの自立的活動基盤の強化を図ります。

イ 中間支援活動（※）を行うNPO法人等

県は、中間支援活動に取り組むNPO法人等と連携し、事業の目標を共有できるNPO同士や、その他多様な主体との協働を推進します。

※特定非営利活動促進法（NPO法）で定める「中間支援活動」

NPO活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

③ NPO自身による情報開示・情報発信の充実

広くNPO活動に対する理解を得るためには、NPO自身が、団体の概要や事業報告等の活動状況を積極的に情報開示・情報発信することが重要であるため、おおいたNPO情報バンク「おんぼ」等を活用した、NPO自身による情報開示・情報発信を促進します。

（3）協働に向けた支え合いの仕組みの拡充

① 協働機会の拡大

ア NPOと多様な主体との協働推進

（ア）NPOと行政（県・市町村）との協働

県では、NPOと協働することで、より高い効果が期待される施策について、NPOと行政（県・市町村）との協働を積極的に推進しています。NPOと行政（県・市町村）との協働施策件数は、平成27年度の948件を基点として、令和元年度まで毎年度増加しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による行事やイベント開催の中止等により、

初めて減少しましたが、その後回復し、令和3年度の実績は1,263件となっており、順調に増加しています。

(資料編：表9 NPOと行政(県・市町村)との協働施策件数)

(イ) NPO同士や多様な主体との協働

県では、各地域において現場の視点等から活動するNPOが、他のNPOや多様な主体と共に同じ地域(現場)で課題解決に取り組む事業を支援します。

また、中間支援活動を行うNPO法人等との連携を推進します。

イ NPOの現場体験

(ア) 行政のNPO現場体験研修

県では、行政職員がNPOやその活動を理解する機会とするため、平成22年度から「NPO現場体験研修～飛び出せ公務員プロジェクト～」を実施しています。平成24年度からは、市町村職員も参加し、令和4年度末現在で、延べ318人(県257人、市町村61人)が参加し、業務におけるNPOとの協働の推進を図るとともに、行政職員の地域活動参加のきっかけとしています。

(資料編：表10 行政のNPO現場体験研修 参加職員数)

(イ) 企業のNPO現場体験活動

企業との協働を進めるうえで、企業側から「NPOの実態がわからない」といった声が寄せられることから、県では、令和3年度から「企業のNPO現場体験活動」を実施しています。企業の職員がNPO活動を体験し、その内容を広報したりセミナー等で報告したりすることにより、広く県民に対し、NPOと多様な主体との協働についての理解促進を図ります。

②防災・災害復興期等の取組

近年、全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震等に備え、災害時における被災者支援に取り組むNPOやボランティアの活動促進にむけた取組が重要となっています。

災害時において被災者の生活支援に取り組む「災害ボランティア

センター」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、市町村や商工団体、自治会、NPO等の支援を受けて設置・運営されますが、迅速かつきめ細やかな支援活動を行うためには、平時から地域における各種団体との連携・協力体制の構築が必要です。

県では、県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営を行うための災害ボランティアセンター運営リーダー・スタッフ研修や活動支援等を行うとともに、平時から顔の見える関係づくりを行うため、県振興局及び市町村社会福祉協議会等と連携し、市町村の災害ボランティアセンター・ネットワーク連絡会等の設置・運営に取り組んでいます。

また、県社会福祉協議会は、地域の「災害対応力の向上」、支援者側の「防災・発災時・復興期、各フェーズに応じた対応力の向上」、さらには「災害時要配慮者の支援」といった総合的な観点から、令和4年9月1日に「災害ボランティア・福祉支援センター（常設型災害ボランティアセンター）」を開設しました。

今後とも、県社会福祉協議会やNPO、関係団体等と連携しながら、平時から顔の見える関係づくりや防災・災害復興期等の活動にむけた支援に取り組めます。

5 県における協働推進体制の整備

(1) 大分県協働推進会議の意見の尊重

大分県における「NPOと多様な主体との協働推進」については、本指針に基づき設置されている「大分県協働推進会議」における検討内容や意見を尊重し、県の施策に反映させるとともに、その趣旨を幅広く活かしていけるよう周知に努めます。

(2) 協働推進庁内連絡会議及び協働推進員等の活性化

県として、NPOと多様な主体との協働を推進するためには、庁内の部局間連携を強化し、取り組んでいくことが重要です。

そのため、各部局が連携して組織する「協働推進庁内連絡会議」及び各部、各地域で県民との協働を推進するため配置する「協働推進員」等と連携して、本指針の趣旨に基づき、庁内各部局において、さらなる協働を進めるとともに、庁内全体が共通認識のもと、部局間連携を図りながら施策を推進するため、会議等の活性化を図ります。

また、特に6つの県振興局においては、地域創生部及び総務部から各1名の協働推進員を配置し、市町村のNPO担当課との合同会議での情報共有や意見交換を行うとともに、NPOの地域偏在の問題等について、県及び市町村が協力・連携して、広域での地域課題解決及び地域の活性化を図るため取組を強化していきます。

(3) 指針に基づく取組の進行管理

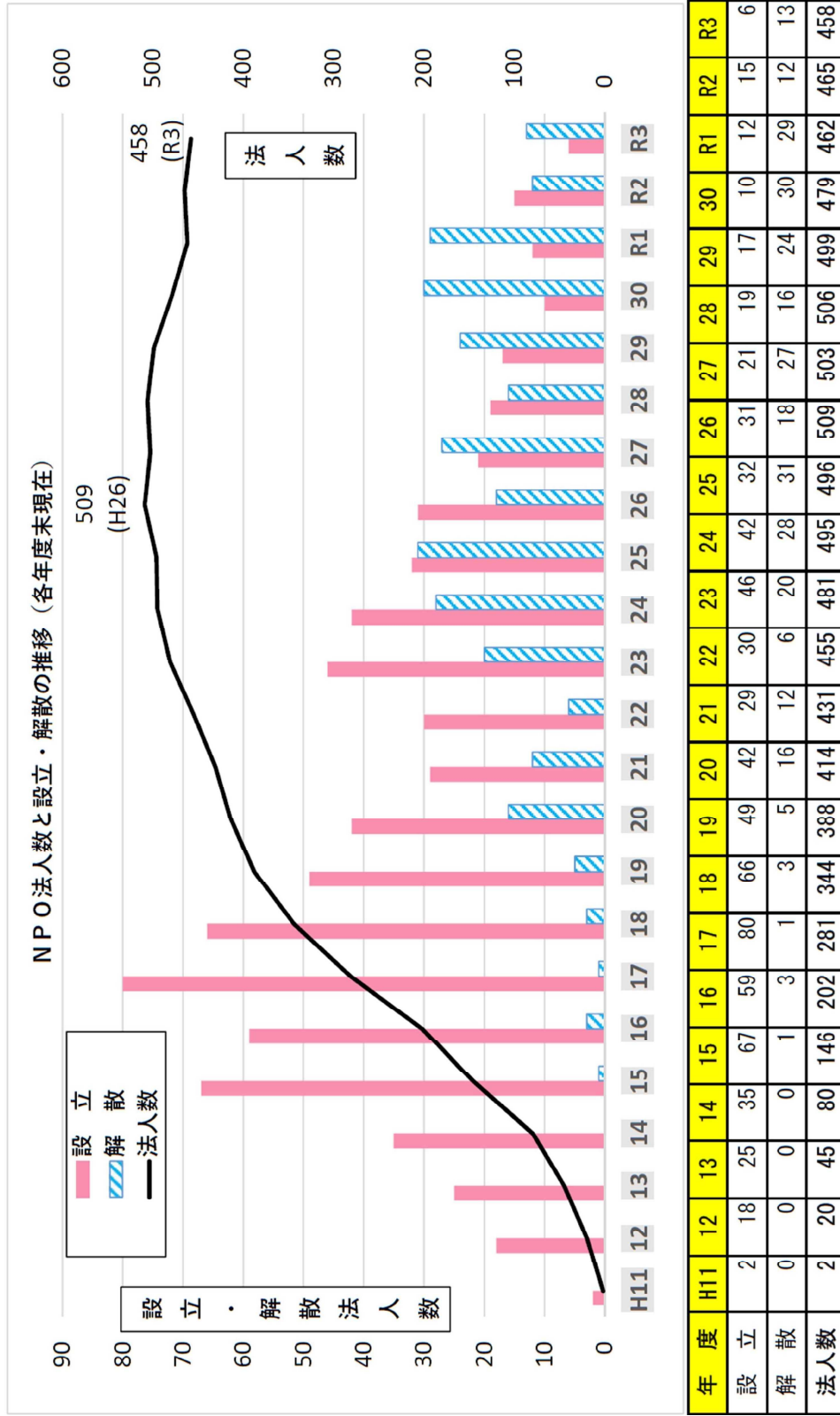
本指針に基づく取組の進行管理については、毎年度、進捗状況を把握し、その内容を大分県協働推進会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表します。

また、毎年度当初の市町村NPO担当課長等及び県協働推進員会議において、前年度のNPOと行政との協働施策実績等について、内容の情報共有及び意見交換等を行うとともに、必要に応じて、協働推進庁内連絡会議を開催し、各部局間の課題意識の共有や調整等を図ることにより、指針に基づく取組の進行管理を行います。

資料編

NPO法人に関する統計	表1～表3
「大分県NPO団体等の現状把握に関する調査結果」より	表4～表8
NPOと行政(県・市町村)との協働施策件数	表9
行政のNPO現場体験研修 参加職員数	表10
大分県協働推進会議設置要綱、委員名簿	
協働推進庁内連絡会議設置要綱 及び 協働推進員設置要綱	
指針の改定経過	

表 1 NPO法人数の推移



※設立：転入・移管含む、解散：転出・取消含む

表2 NPO法人の活動分野(重複あり・昇順)(令和5年2月28日現在)

順位	活動分野	法人数
1	保健・医療・福祉	280
2	まちづくり	268
3	社会教育	259
4	子どもの健全育成	254
5	NPOの連絡助言援助	251
6	学術文化芸術スポーツ	218
7	環境保全	188
8	雇用拡大・職業能力	139
9	経済活動活性化	130
10	人権・平和	113
11	国際協力	99
12	地域安全活動	75
13	情報化社会発展	60
14	男女共同参画	53
15	観光振興	49
16	農山漁村・中山間振興	41
17	災害救援	34
18	科学技術振興	32
19	消費者保護	30
20	県等の条例で指定する活動	6
計		2,579

表3 NPO法人の所在市町村(令和5年2月28日現在)

市町村	法人数	市町村	法人数
大分市	200	杵築市	6
別府市	52	宇佐市	18
中津市	22	豊後大野市	17
日田市	25	由布市	22
佐伯市	17	国東市	12
臼杵市	13	姫島村	1
津久見市	7	日出町	7
竹田市	13	九重町	5
豊後高田市	7	玖珠町	3
計		計	447

「大分県NPO団体等の現状把握に関する調査結果」より(表4～表8)

表4 NPOの活動開始時期

(団体数)

(割合:%)

調査年度 開始時期	元年度	2年度	3年度	4年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平成26年以降	20	26	32	33	10.5	14.1	14.5	16.8
平成20～25年	44	44	44	44	23.2	23.8	20.0	<u>22.4</u>
平成15～19年	46	45	59	43	<u>24.2</u>	<u>24.3</u>	<u>26.8</u>	21.9
平成10～14年	23	32	35	36	12.1	17.3	15.9	18.4
平成5～9年	21	13	12	8	11.1	7.0	5.5	4.1
平成4年以前	36	25	38	32	18.9	13.5	17.3	16.3
計	190	185	220	196	—	—	—	—

表5 NPO役員の平均年齢(年代)

(団体数)

(割合:%)

調査年度 平均年代	元年度	2年度	3年度	4年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳代(未満含む)	0	0	2	1	0.0	0.0	1.0	0.5
30歳代	1	2	3	6	0.5	1.1	1.4	3.1
40歳代	17	12	24	17	9.1	6.6	10.9	8.7
50歳代	50	51	55	46	26.9	28.0	24.9	23.5
60歳代	86	85	92	90	<u>46.2</u>	<u>46.7</u>	<u>41.6</u>	<u>45.9</u>
70歳代以上	32	32	45	36	17.2	17.6	20.4	18.4
計	186	182	221	196	—	—	—	—

表6 NPO職員の平均年齢(年代)

(団体数)

(割合:%)

調査年度 平均年代	元年度	2年度	3年度	4年度	元年度	2年度	3年度	4年度
20歳代(未満含む)	1	2	2	3	0.6	1.2	0.9	1.5
30歳代	10	7	8	13	5.7	4.2	3.6	6.6
40歳代	46	41	48	31	26.4	24.8	21.7	15.8
50歳代	55	59	52	49	<u>31.6</u>	<u>35.8</u>	<u>23.5</u>	<u>25.0</u>
60歳代	44	37	36	37	25.3	22.4	16.3	18.9
70歳代以上	18	19	10	6	10.3	11.5	4.5	3.1
職員はいない	—	—	65	57	—	—	<u>29.4</u>	<u>29.1</u>
計	174	165	221	196	—	—	—	—

表7 前年度のNPO総収入額

(団体数)

(割合:%)

調査年度 総収入	元年度				2年度			
	元年度	2年度	3年度	4年度	元年度	2年度	3年度	4年度
収入なし	10	21	21	13	5.9	11.5	10.1	7.1
50万円未満	34	23	47	42	<u>20.1</u>	12.6	<u>22.7</u>	<u>22.8</u>
50万円以上100万円未満	12	17	11	13	7.1	9.3	5.3	7.1
100万円以上500万円未満	39	49	41	37	<u>23.1</u>	<u>26.9</u>	19.8	<u>20.1</u>
500万円以上1,000万円未満	20	14	23	20	11.8	7.7	11.1	10.9
1,000万円以上5,000万円未満	40	40	39	34	<u>23.7</u>	<u>22.0</u>	18.8	18.5
5,000万円以上	14	18	25	25	8.3	9.9	12.1	13.6
計	169	182	207	184	—	—	—	—

表8 前年度のNPO総支出額

(団体数)

(割合:%)

調査年度 総支出	元年度				2年度			
	元年度	2年度	3年度	4年度	元年度	2年度	3年度	4年度
収入なし	7	13	11	12	4.1	7.2	5.2	6.5
50万円未満	36	35	53	43	<u>20.9</u>	19.4	<u>25.0</u>	<u>23.1</u>
50万円以上100万円未満	13	13	12	10	7.6	7.2	5.7	5.4
100万円以上500万円未満	40	46	43	41	<u>23.3</u>	<u>25.6</u>	<u>20.3</u>	<u>22.0</u>
500万円以上1,000万円未満	23	16	25	22	13.4	8.9	11.8	11.8
1,000万円以上5,000万円未満	39	40	46	36	<u>22.7</u>	<u>22.2</u>	<u>21.7</u>	19.4
5,000万円以上	14	17	22	22	8.1	9.4	10.4	11.8
計	172	180	212	186	—	—	—	—

表9 NPOと行政(県・市町村)との協働施策件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県	291	301	364	395	398	375	338
市町村	657	772	826	858	950	821	925
計	948	1,073	1,190	1,253	1,348	1,196	1,263

表10 行政のNPO現場体験研修 参加職員数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
受講職員数	14	10	10	20	30	30	35	27	25	27	27	29	34	318
うち県職員	14	10	10	20	21	24	28	18	16	20	23	26	27	257
うち市町村職員					9	6	7	9	9	7	4	3	7	61
受入団体数	10	9	11	14	15	15	15	15	15	15	17	21	21	193

大分県協働推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 「大分県におけるNPOとの協働指針」(以下「協働指針」という。)に基づき、幅広い意見を反映しながら県と県民が対等かつ自由な立場で協働する仕組みを構築するため、大分県協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協働推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政、企業、NPOの協働のあり方についての評価及び提言に関すること。
- (2) その他、県と県民との協働推進のための重要事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 協働推進会議は、16人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、企業等、NPO、市町村、関係機関等のうちから知事が委嘱する。
- 3 協働推進会議に会長を置く。
- 4 会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第5条 協働推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 協働推進会議の事務局は、生活環境部県民生活・男女共同参画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、協働推進会議の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

委員名簿

(任期:令和4年6月20日 から 令和6年6月19日まで)

分野	氏名	職名等	備考
学識経験者	吉村 充功	日本文理大学 学長室長 教育推進センター長 工学部 建築学科 教授	会長
	須藤 智徳	立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部 教授	
企業等	中島 英司	大分県商工会議所連合会 専務理事	
	甲斐 邦裕	九州労働金庫 大分県本部 業務推進課 課長	
	佐藤 弥生	株式会社大分銀行 地域創造部 社会貢献グループ業務役	
	田島 信太郎	田島山業 株式会社 代表取締役	
NPO (東部)	川浪 佳恵	特定非営利活動法人 ベっぷ未来塾 代表理事	
(中部)	小野 二生	認定NPO法人 地域の宝育成支援センター 理事長	
(南部)	三輪 真美	特定非営利活動法人 さいき劇場 理事長	
(豊肥)	井上 隆	特定非営利活動法人 里山保全竹活用百人会 理事長	
(西部)	河津 由美	NPO法人 リエラ 事務局長	
(北部)	衛藤 めぐみ	特定非営利活動法人 AmaRi 代表理事	
市町村	山内 弘美	別府市市長公室長 兼 市長公室 自治連携課 課長	
報道機関	小田 圭之介	大分合同新聞社 常務執行役員 経営企画本部副本部長 兼 総合企画局長	
関係機関等	藤田 亘宏	社会福祉法人大分県社会福祉協議会 事務局次長兼市民活動支援部長 大分県災害ボランティア・福祉支援センター長	
	土谷 晴美	公益社団法人ツーリズムおおいた 専務理事	

(敬称略)

協働推進庁内連絡会議 設置要綱

(設 置)

第1条 県と県民との協働を全庁的に推進するため、協働推進庁内連絡会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- ① 県とNPOとの協働の推進に関すること。
- ② NPO関連施策の情報交換、連絡調整に関すること
- ③ その他、県と県民との協働推進のための重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

2 庁内会議の会長は、生活環境部長をもって充てる。

(会 議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第5条 第3条の規定に拘らず、庁内会議に関係者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協働推進員)

第6条 各部、各地域で県民との協働を推進するため、協働推進員を設置し、以下のことを行う。

- ① NPOとの協働推進のための普及啓発活動に関すること。
- ② NPOとの協働事業の推進、アドバイスに関すること。
- ③ NPOに関する情報収集及び情報提供に関すること。
- ④ その他、県と県民との協働推進のために必要なこと。

(庶 務)

第7条 庁内会議の庶務は、県民生活・男女共同参画課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表（第3条関係）

生活環境部	生活環境部長
総務部	行政企画課長
企画振興部	政策企画課長
福祉保健部	福祉保健企画課長
生活環境部	生活環境企画課長
商工観光労働部	商工観光労働企画課長
農林水産部	農林水産企画課長
土木建築部	土木建築企画課長
会計管理局	会計課長
企業局	総務課長
病院局	総務経営課長
教育庁	教育改革・企画課長
警察本部	警務課長

協働推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 「協働推進員」を各職場、地域等に設置することによって、県とNPOが対等かつ自由な立場で協働することができる環境づくりをすすめるなど、県と県民との協働を推進する。

(職務内容)

第2条 協働推進員の職務は、以下のとおりとする。
(1) NPOとの協働推進のための普及啓発活動
(2) NPOとの協働事業実施の検討、アドバイス
(3) NPOに関する情報収集及び情報提供
(4) その他、県とNPOとの協働推進のために必要なこと

(配置)

第3条 協働推進員を、本庁の各部局等に別表のとおり配置する。
(1) 本庁の各部局等にそれぞれ1名
(2) 各振興局単位の地域にそれぞれ2名
(3) 公募による職員

(支援体制)

第4条 県民生活・男女共同参画課長は、協働推進員が第2条に掲げる職務を行ううえで必要となる各種情報の提供及び研修等必要な支援を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協働推進員の設置に関し必要な事項は、県民生活・男女共同参画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表 (第3条関係)
協働推進員の配置

推進員種類等	配置する部局、地域等
(1) 本庁の各部局等にそれぞれ1名 計12名	総務部、企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、会計管理局、企業局、病院局、教育庁、警察本部
(2) 各振興局単位の地域にそれぞれ2名 計12名	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
(3) 公募推進員	庁内全域

指針の改定経過

時 期	会 議 等	内 容
令和4年 6月 8日	市町村NPO担当課長等及び県協働推進員会議	県NPO協働指針改定方針の説明及び意見聴取
9月～10月	行政監査(職員監査)	テーマ:多様な主体との協働について
9月上旬～下旬	県協働推進員(所属)あて、指針改定に伴う意見照会	
10月25日	令和4年度第1回大分県協働推進会議	現行指針及び改定方針に係る意見等
12月14日	行政監査(委員監査)	テーマ:多様な主体との協働について
令和5年 2月17日	行政監査結果報告書の公表	テーマ:多様な主体との協働について
2月下旬～3月上旬	令和4年度第2回大分県協働推進会議(書面開催)	改定案に対する意見聴取 意見等の指針への反映
2月下旬～3月上旬	協働推進庁内連絡会議等への意見聴取	改定案に対する意見聴取 意見等の指針への反映
3月下旬	改定指針の決定	

大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課

〒870-0037 大分市東春日町1-1
TEL 097-534-2052
FAX 097-534-2057
E-mail a13100@pref.oita.lg.jp